

新 旧 対 照 表

改 正 後	現 行	備 考
<p style="text-align: center;"><b>道営工事等の概数等発注事務取扱要領の取扱い</b></p> <div style="text-align: right;"><p>平成17年3月31日設計第839号 事業調整課長, 設計課長から 各支庁農業振興部長あて <u>一部改正 令和2年3月30日事調第1524号</u></p></div> <p>1 道営工事等の概数等発注事務取扱要領の取扱い</p> <p>I 基本的な運用方針</p> <p>(1) 【省略】</p> <p>ア～イ 【省略】</p> <p>ウ 施工後でなければ数量の確定ができない工種（例：グラウト量、<u>石礫除去工事における排礫量、産業廃棄物等</u>数量、軟盤地盤における圧密沈下量等）</p> <p>(2) 【省略】</p> <p>II～VI 【省略】</p> <p>2 道営工事等の概数等発注の手引き</p> <p>I 基本的な運用方針</p> <p>【省略】</p> <p>(1) 概数の出来高精算は行わない</p> <p>概数等発注は不確定な設計数量を概数として公示するものであるが、概数の確定とは不確定な設計数量を確定することであり、出来高数量を確定するものではない。</p> <p>ただし、施工後でなければ数量の確定ができない工種（グラウト量、<u>石礫除去工事における排礫量、産業廃棄物等</u>数量、軟弱地盤における圧密沈下量等）は除くものとする。</p> <p>(2) 【省略】</p> <p>(3) 概数として取り扱わないもの</p> <p>「工 事」 【省略】</p> <p>「委託業務」</p> <p>以下に例示するものは概数として取り扱わない</p> <p>1) ～ 4) 【省略】</p> <hr/> <p>(4) 【省略】</p> <p>II 【省略】</p> <p>III 概数等発注の適用の範囲</p> <p>【省略】</p> <p>対象工種（業務）</p> <p>対象工種（業務）については、VII「工種別運用例」で更に詳細を記載している。ただし、次の事項を留意すること。</p> <p>(1) ～ (4) 【省略】</p>	<p style="text-align: center;"><b>道営工事等の概数等発注事務取扱要領の取扱い</b></p> <div style="text-align: right;"><p>平成17年3月31日設計第839号 事業調整課長, 設計課長から 各支庁農業振興部長あて 一部改正 平成31年4月15日事調第 87号</p></div> <p>1 道営工事等の概数等発注事務取扱要領の取扱い</p> <p>I 基本的な運用方針</p> <p>(1) 【省略】</p> <p>ア～イ 【省略】</p> <p>ウ 施工後でなければ数量の確定ができない工種（例：グラウト量、<u>【追加】</u>産業廃棄物<u>数</u>量、軟盤地盤における圧密沈下量等）</p> <p>(2) 【省略】</p> <p>II～VI 【省略】</p> <p>2 道営工事等の概数等発注の手引き</p> <p>I 基本的な運用方針</p> <p>【省略】</p> <p>(1) 概数の出来高精算は行わない</p> <p>概数等発注は不確定な設計数量を概数として公示するものであるが、概数の確定とは不確定な設計数量を確定することであり、出来高数量を確定するものではない。</p> <p>ただし、施工後でなければ数量の確定ができない工種（グラウト量、<u>【追加】</u>産業廃棄物数量、軟弱地盤における圧密沈下量等）は除くものとする。</p> <p>(2) 【省略】</p> <p>(3) 概数として取り扱わないもの</p> <p>「工 事」 【省略】</p> <p>「委託業務」</p> <p>以下に例示するものは概数として取り扱わない</p> <p>1) ～ 4) 【省略】</p> <p><u>5) 拡大設計変更にあたるもの（単純な業務量の増は通常変更でも不可）</u></p> <p>(4) 【省略】</p> <p>II 【省略】</p> <p>III 概数等発注の適用の範囲</p> <p>【省略】</p> <p>対象工種（業務）</p> <p>対象工種（業務）については、VII「工種別運用例」で更に詳細を記載している。ただし、次の事項を留意すること。</p> <p>(1) ～ (4) 【省略】</p>	<p>石礫除去工事の取扱いの一部改正による文言の追加</p> <p>石礫除去工事の取扱いの一部改正による文言の追加</p> <p>概数に関係がない項目のため削除</p>

# 新 旧 対 照 表

改 正 後	現 行	備 考
<p>IV～V 【省略】</p> <p>VI 工事における仮設工について 構造や条件を～【省略】</p> <p>※ 仮設工の設計変更については、「<u>仮設工事設計に係る取扱いの制定について</u>」を参考とする。</p>	<p>(5) <u>委託業務においては、拡大設計変更（延長、面積の増等）は行えない。また、通常の設計変更においても単純な事業量増は行えない。</u></p> <p>IV～V 【省略】</p> <p>VI 工事における仮設工について 構造や条件を～【省略】</p> <p>※ 仮設工の設計変更については、<u>別添1</u>を参考とする。</p> <p><u>VII 工種別運用例</u></p> <p><u>「工 事」</u></p> <p><u>(1) 線工事</u></p> <p><u>概数の確定による工事量（工事目的物）の変更は基本的にはできないが、用地買収を行わず、図上で求める等簡易な方法で延長を算定し発注せざるを得ない工種の場合は、延長を概数とすることができるものとする。ただし、条件明示した起終点の変更については、通常の設計変更によるものとする。</u></p> <p><u>1) 準備工</u></p> <p><u>① 伐 開、すき取り</u></p> <p><u>・伐開すき取り面積は概数扱いとしてよいが、施工範囲を公示するとともに、着手前に協議により確定する。</u></p> <p><u>2) 道路工</u></p> <p><u>☆平面図、標準断面図、起終点、延長等を公示する。</u></p> <p><u>① 土 工</u></p> <p><u>流用土</u></p> <p><u>基本的にすべての数量を概数扱いすることができる。</u></p> <p><u>・現地盤線、岩盤戦が不確定である場合、各土量を概数とできる。</u></p> <p><u>・流用、運搬距離も同様に概数扱いとするが、土捨場を新たに設ける等で必要となった単価は「新工種」として通常の設計変更によるものとする。</u></p> <p><u>確定は、現地確認後、横断図、土積計算書による。</u></p> <p><u>② 法面工</u></p> <p><u>☆道路工に加え、工法を公示する。</u></p> <p><u>法面工数量が不確定である場合、これを概数とできる。</u></p> <p><u>確定は、現場法面展開図等による。</u></p> <p><u>※ 工法の変更は通常の設計変更によらなければならない。</u></p> <p><u>③ 路盤工（下層路盤、凍上抑制層）</u></p> <p><u>・導水盛土路肩等付帯工延長が不確定の場合、路盤数量を概数とできる。</u></p> <p><u>確定は、土工定規図、材料表による。</u></p> <p><u>※ 標準土工定規図の置換厚、路盤構成、幅員の変更は工法変更であり通常の設計変更をしなければならない。</u></p> <p><u>④ 路床排水</u></p> <p><u>・付帯工の位置、箇所数が不確定である場合、概数とできる。</u></p> <p><u>確定は、材料表による。</u></p> <p><u>⑤ 舗装工</u></p>	<p>概数に関係がない項目のため削除</p> <p>字句の改正</p> <p>設計変更の手引きで整理されているため削除</p>

# 新 旧 対 照 表

改 正 後	現 行	備 考
	<u>補足砂利</u> ☆(道路工に加え)補足砂利量を公示する。 ・補足砂利量が不確定の場合、前年度の実績又は近傍のデータ、あるいは調査設計時の数値を概数とできる。 確定は、現地測量調査等を行った上で、材料表による。	設計変更の手引きで整理されているため削除
	⑥ 付帯工 <u>1)横断暗渠</u> ・公示した起終点の範囲内における位置が不確定の場合、概数扱いとできる。 ・位置のみの変更は概数扱いとするが、管径、管種、基礎形式の変更については、それに伴う水理構造計算が必要となることより通常的设计変更によるものとする。 <u>2)取付道路</u> ・公示した起終点の範囲内における位置、箇所数が不確定の場合、概数扱いとできる。 確定は、現地調査等を行った上で、位置、箇所数について行う。 <u>3)側溝工</u> ・公示した起終点の範囲内における止水壁、集水桝等の位置、箇所数及び取付道路の変更に伴う延長等が不確定の場合、概数とできる。 <u>4)安全施設</u> ・公示した起終点の範囲内における視線誘導標、ガードケーブル等の数量、延長が不確定の場合、概数とできる。 確定は、現地調査等を行った上で、数量、延長について行う。 ※ 付帯工の位置の変更を概数扱いする場合は、特記仕様書に「〇〇工の施工位置については、工事監督員と協議し決定すること。」と付記する。	
	3) 用・排水路工 ☆平面図、標準断面図、起終点、延長等を公示する。 ① 土 工 ・道路工による。 ② 水路装工 ・公示した起終点の範囲内において、曲線部補正をしない数量を使用する場合やブロック、トラフの布設替え等の再使用個数が不確定の場合、延長、面積を概数とすることができる。 確定は、現地調査等を行った上で、平面図、展開図等により行う。ブロック、トラフの取り外しについては、取り外し後に現地確認調査を行い、数量の確定を行う。	
	③ 付帯工 ・公示した起終点の範囲内において、流入工ドレーン、止水壁、集水桝等作工物の位置、箇所数が不確定な場合、概数とすることができる。 ・畑地かんがいにおける給水栓の位置について、概数とすることができる。 ・確定は現地確認等を行った上で判断し、位置、箇所数について行う。 ※ 落差工、階段工、合流工等で構造計算を伴う主要構造物と考えられるものの位置、箇所数は概数扱いできない。 ※ 位置の変更を概数扱いする場合の特記方法は、2)道路工 ⑥付帯工と同様とする。	
	4) 防鹿柵工 ☆平面図、標準図、起終点、延長等を公示する。	

# 新 旧 対 照 表

改 正 後	現 行	備 考
	<p style="text-align: center;"><u>図上等から求めた延長等の数量が不確定な場合、これらを概数とすることができる。</u></p>	設計変更の手引きで整理されているため削除
	<p>※ <u>起終点の変更は通常的设计変更によるものとする。</u></p>	
	<p>5) <u>仮設工</u></p>	
	<p>① <u>土留工</u></p>	
	<p>☆標準図等を公示する。</p>	
	<p>延長が不確定の場合、概数とすることができる。</p>	
	<p>確定は、現地確認等を行った上で材料表等による。</p>	
	<p>② <u>仮設道路</u></p>	
	<p>☆平面図、標準断面図、起終点、延長、用地確保範囲等を公示する。</p>	
	<p>・延長、土量等が不確定の場合、概数とすることができる。</p>	
	<p>※ 「構造や使用、施工方法」「設計条件、施工条件」について明示している場合における工法の変更、起終点の変更は通常的设计変更による。</p>	
	<p>③ <u>仮締切</u></p>	
	<p>☆平面図、標準断面図、延長、数量等を公示する。</p>	
	<p>数量が不確定の場合、概数とすることができる。</p>	
	<p>④ <u>支保工</u></p>	
	<p>☆平均高さ等を公示する。</p>	
	<p>数量が不確定の場合、概数とすることができる。</p>	
	<p>確定は、現地確認等を行った上で材料表等による。</p>	
	<p>※ 土留工、支保工が不適切なために、労災事故の原因となる場合もあるので、安全性等を十分検討して工法の承認を</p>	
	<p>するとともに、現場の確認を行うこと。</p>	
	<p>⑤ <u>仮排水路</u></p>	
	<p>☆排水量、標準断面図を公示する。</p>	
	<p>数量が不確定の場合、概数とすることができる。</p>	
	<p>※ 「構造や仕様、施工方法」「設計条件、施工条件」について明示している場合における工法の変更は通常的设计変更による。</p>	
	<p>⑥ <u>水 替</u></p>	
	<p>☆排水量を公示する。(河川等の水替、各種構造物の水替等)</p>	
	<p>ポンプの口径、台数、日数の変更は、概数扱いとすることができない。</p>	
	<p>※ 排水量(ポンプの口径、台数)は条件の編奥なので通常的设计変更を行うことができるが、日数は乙の責めによるものは設計変更できない。</p>	
	<p>※ 「構造や仕様、施工方法」「設計条件、施工条件」について明示している場合における工法及び明示した条件の変更は通常的设计変更による。</p>	
	<p>⑦ <u>交通誘導警備員</u></p>	
	<p>☆交通誘導を行う場所ごとに配置人員を公示する。(交通誘導警備員A ○人、交通誘導警備員B ○人)</p>	
	<p>※ 受注者より提出された工程管理(ネットワーク等)や配置計画等を工事監督員が確認し、工事着手前に協議を行い確定する。</p>	
	<p>※ 所轄警察署や道路管理者等との協議による配置人員の変更は通常的设计変更による。</p>	

# 新 旧 対 照 表

改 正 後	現 行	備 考
	<p><u>(2) 面工事</u></p> <p>概数の確定による工事量（工事目的物）の変更は基本的にできないが、現地盤高、岩盤線等の確定による土量等の変更及び条件明示した当初施工予定区域内における耕地面積及び耕地面積を使用し求める数量は、概数の確定による設計変更を行うことができる。</p> <p>面工事の施工箇所の変更委は概数の確定によらず、別に定める「道営農業農村整備事業の面工事に係る事務取扱いについて」平成16年4月16日付け設計第69号）、拡大設計変更及び通常の設計変更によるものとする。</p> <p>1) <u>暗渠排水</u></p> <p>☆施工区域、配線図、標準断面図、数量等を公示する。</p> <p>① 集・吸水渠、連絡渠、延長、湧水処理、落口工等の延長が不確定で排水組織の基本構成に変更がない場合、これらの工事数量を概数とすることができる。また、現地盤高が不確定の場合、深さ（掘削深、疎水材深）について工事数量を概数とすることができる。</p> <p>確定は、地元打合せ、現地確認等を行った上で配線図、材料表等による。</p> <p>2) <u>区画整理（勾配修正）</u></p> <p>☆施工区域、耕地面積、表土厚等を公示する。</p> <p>① <u>基盤切盛量</u></p> <p>・現地盤、岩盤線等が不確定の場合、土量等を概数とすることができる。</p> <p>また、公示した施工委区域内における耕地面積も概数とすることができる。</p> <p>② <u>表土扱い</u></p> <p>・耕地面積を概数とする場合、これを使用し標準的な暑さより求める表土量を概数とすることができる。</p> <p>確定は、現地確認等を行った上で行う。</p> <p>③ <u>法面工</u></p> <p>・道路工に同じ。</p> <p>3) <u>土層改良</u></p> <p>☆施工区域、面積、運搬土の単位体積重量、変化率を公示する。</p> <p>① <u>客 土</u></p> <p>・運搬土の単位体積重量、変化率が不確定の場合で、工事着手前の調査により、確定できる場合は、概数とすることができる。</p> <p>※ 特記仕様書に単位体積重量、変化率を概数として表示すること。</p> <p>② <u>混層工</u></p> <p>・深耕、反転客土、心土耕等の細工種の変更は通常の設計変更によるものとする。</p> <p>4) <u>草地整備</u></p> <p>① <u>パドック</u></p> <p>・安定、構造計算より決定される構造物の本体数量は通常の設計変更による。</p> <p>ただし、周辺のすり付け形状の変更に伴う数量変更は概数扱いできる。</p> <p><u>(3) その他</u></p> <p>1) <u>グラウト工</u></p> <p>・グラウト注入量は概数扱いできるが、孔数の変更は通常の設計変更をしなければならない。</p> <p>ただし、グラウチング仕様で明示された追加孔基準に基づく孔数の変更は概数扱いできる。</p>	設計変更の手引きで整理されているため削除

# 新 旧 対 照 表

改 正 後	現 行	備 考
	また、グラウト注入量は、施工後に数量を確定する。	設計変更の手引きで整理されているため削除
	2) 建設副産物	
	・建設副産物概数扱いできるが、数量の確定は、着手前に行うことを原則とする。	
	ただし、産業廃棄物数量（一般廃棄物数量）は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により施工後に数量を確定する。	
	3) 冬期工事	
	① 除雪費	
	☆除雪回数（人力除雪、客土工事に係わる除雪においては除雪量）を公示する。	
	除雪深ごとの除雪回数を概数扱いできる。ただし、除雪延長・除雪面積、機種の変更は、概数扱いとすることができない。	
	② 防寒費	
	☆防寒費（防寒養生・防寒囲い）の施工に当たり、防寒開始日を公示する。	
	公示した防寒開始日から日平均気温が4℃を下回る日が前後10日以上かい離した場合は、実際の防寒養生、防寒囲いを開始した日に合わせて防寒養生に係る数量を確定し、概数による設計変更を行えるものとする。	
	防寒囲い費に係る数量の変更は、概数扱いとすることができない。	
	※ 防寒費（防寒養生・防寒囲い）は、受注者から提出された工程表等で養生の工程を確認し、妥当な施工と判断される場合、または異常気象等により当初設計より著しく差異が生じた場合は、条件変更となるため、通常的设计変更を行うこととする。	
	※ 受注者の創意工夫または、受注者の責めにより、施工時期が短縮又は超過した部分は設計変更できない。	
	「委託業務」	
	委託業務における業務数量は、「平面図若しくは標準断面図（定規図）において代表的な幅、長さ、深度、調査頻度等の数値を示し、これにより算出した業務数量」及び「現場条件に不確定要素が多いものの数量や地質・土質調査など履行後でなければ数量の把握ができないものの数量で現地の取り合い等により、軽微な変更が予想される業務数量」であり、次に掲げるものについて、概数とすることができる。	
	(1) 測量業務	
	1) 一般測量（面関係・海岸含む）	
	☆起終点や位置及び地域別内訳（耕地（平地）、原野（丘陵地）等）、平均測量幅等などの諸条件を明示する。	
	・基準点測量、地形測量、応用測量、暗渠排水測量などの点数、延長、面積及びこれら以外の単位で表されるもの（枚、日など）であっても、概数として扱うことができる。	
	・畑地かんがいにおける給水栓の位置の変更によるものは概数として扱うことができる。	
	・上記業務数量の概数の確定により、変更が生じる安全費・技術管理費（精度管理費、成果検定費）においても、概数の確定による設計変更を行う。	
	2) 打合せ回数	
	☆打合せ回数を明示する。	
	・測量業務において、他官庁協議等が予想される場合は、これらの回数を概数とできる。	
	その内容を十分検討の上、委託者が必要と認めた回数を計上し設計変更する。	
	なお、委託者との打合せ回数、及び配置人員・時間の変更は、通常的设计変更による。	
	(2) 地質・土質調査	

# 新 旧 対 照 表

改 正 後	現 行	備 考
	1) <u>調査ボーリング</u>	設計変更の手引きで整理されているため削除
	☆位置及び1孔ごとの深度や土質などの諸条件を明示する。	
	・1孔ごとの延長や土質区分ごとの延長は概数とできるが、孔数はできない。	
	(ただし、他官庁協議により指示された場合は除く。)	
	当初の委託目的(層厚、必要支持力等)を委託業務協議簿で相互に確認し、現場でも確認指示を行うこと。現地調査の内容によって、概数の確定による設計変更を行う。	
	2) <u>原位置試験等の種類・回数</u>	
	☆位置及び箇所毎の試験名、回数を明示する。	
	・公示した位置における試験種類・回数は概数とできる。	
	当初の委託目的(構造物を設計するために必要とする諸数値等)を委託業務協議簿等で相互に確認すること。	
	現地調査の内容を検討し、概数の確定による設計変更を行う。	
	3) <u>打合せ回数</u>	
	☆打合せ回数を明示する。	
	・地質・土質調査業務において、他官庁協議等が予想される場合は、これらの回数を概数とできる。	
	その内容を十分検討の上、委託者が必要と認めた回数を計上し設計変更する。	
	なお、委託者との打合せ回数、及び配置人員・時間の変更は、通常の設計変更による。	
	(3) <u>設計業務</u>	
	1) <u>農道等の調査設計延長等及び面工種調査における面積</u>	
	☆起終点や位置を明示する。	
	・公示した起終点範囲、位置における延長・面積及びそれに伴う軽微なすり付けは概数とできる。	
	また、それに伴う処刑数も概数扱いとできる。	
	・畑地かんがいにおける給水栓の位置の変更によるものは概数とすることができる。	
	現地調査の内容によって、延長や面積等を確定し設計変更する。	
	2) <u>打合せ回数</u>	
	☆打合せ回数を明示する。	
	・設計業務において、他官庁協議等が予想される場合は、これらの回数を概数とできる。	
	その内容を十分検討の上、委託者が必要と認めた回数を計上し設計変更する。	
	なお、委託者との打合せ回数、配置人員・時間の変更は通常の設計変更による。	
	3) <u>他官庁協議等による構造物形式等の変更</u>	
	☆構造物形式を明示する。	
	・他官庁協議中、計画時の資料を用い橋梁設計等の委託業務を行う場合、橋長や構造形式等を概数扱いとすることができる。	
	協議等の内容を十分検討して設計変更する。ただし、概数確定見込が結果的に委託費・期間に著しい影響を与える場合は、速やかに当該部分を設計変更する。	
	4) <u>仮設構造物の基数や形式</u>	
	☆同一構造同一形式の仮設物(矢板等)の設計は、計上した基数を明示する。	
	・土質等により変更する場合、内容を十分検討の上、設計変更する。	
	5) <u>類似構造物の補正係数</u>	



# 新 旧 対 照 表

改 正 後	現 行	備 考
	<p style="text-align: center;"><u>☆類似構造物の補正を行っていることを明示する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>・補正係数が変更となった場合、内容を十分検討の上、設計変更する。</u></p> <p style="text-align: center;">6) その他</p> <p style="text-align: center;"><u>・業務数量の概数の確定により、変更が生じる業務成果品費・電算機使用料においても、概数の確定による設計変更を行う。</u></p> <p style="text-align: center;">(4) 用地測量業務</p> <p style="text-align: center;">1) 用地測量</p> <p style="text-align: center;"><u>用地測量の積算は、積算根拠となる既存資料が先に実施される測量調査設計時の平面・横断図等に基づく想定した用地幅によるものであり、現地等の条件によって数量が不確定となることから、次に掲げるものについては概数とすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>☆測量延長、起終点、既存資料に基づく潰地筆数、境界点数等を公示する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>・基準点測量、用地測量などの、点数、延長、面積、筆数、及びこれら以外の単位（枚など）であっても、概数として扱うことができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>現地測量の内容によって、概数の確定による設計変更を行う。</u></p> <p style="text-align: center;">※1) <u>復元測量については、管轄登記所において不動産登記法第 14 条地図等が備え付けられておらず、境界点が表示されていないため、関係権利者が保有する図面若しくは登記所において提出済みの地積測量図等によって、現地に境界点の表示等の作業が必要と認められる場合としているが、調査対象地域の境界の確定状況等に鑑み、当初設計から概数として計上することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">※2) <u>補助基準点の設置は、基準点の配点計画に左右されるため、積算時に配点計画が不確定な場合は概数とすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">※3) <u>「用地境界杭の設置」については、「用地境界仮杭の設置」と同時に行われる場合のみ、積算時点では数量が不確定なため概数とすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">※4) <u>用地境界杭の設置を単独で発注する場合は、既に行われた用地測量成果に基づくものであるから、設計数量は概数扱いできない。ただし、土地登記記録の調査及び登記事項要約書の交付については、隣接地が分筆されている可能性もあることから概数とすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">※5) <u>画地調整図の作成における各作業数量は、現地等の条件及び管轄登記所との協議によって、必要がある場合は概数として扱うことができるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>なお、設計変更により画地調整図の作成を取り込む場合においても同様とする。</u></p> <p style="text-align: center;">2) 用地予備調査</p> <p style="text-align: center;"><u>☆調査延長、起終点を公示する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>・予備調査における筆数、枚数について概数として扱うことができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>現地調査の内容によって、概数の確定による設計変更を行う。</u></p> <p style="text-align: center;">※1) <u>用地取得補償意見書作成については、当該業務が事業用地の確定を目的とすべきものではないことから、標準数量をもって確定数量とする。</u></p> <p style="text-align: center;">3) 測量調査設計との同時調査における次に掲げる項目</p> <p style="text-align: center;"><u>☆測量延長、起終点を公示する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>・作業計画、現地踏査、公共用地管理者との打合せ以外の全ての項目</u></p>	<p>設計変更の手引きで整理されているため削除</p>



# 新 旧 対 照 表

改 正 後	現 行	備 考
	<p><u>現地測量の内容によって、概数の確定による設計変更を行う。</u></p> <p><u>4) 確定測量等における次に掲げる項目</u></p> <p><u>☆地区面積を公示する。</u></p> <p><u>・ 確測基準点測量・ 確測基準点設置</u></p> <p><u>・ 境界調査、一筆地測量、地積測量、確定図等の作成</u></p> <p><u>・ 境界確認・境界測量・地積測量図等作成、土地境界立会確認書作成、境界点間測量（境界測量）、面積計算</u></p> <p><u>・ 資料調査に係る閲覧及び交付</u></p> <p><u>・ 建物図面作成</u></p> <p><u>現地測量の内容によって、概数の確定による設計変更を行う。</u></p> <p><u>※1) 境界調査、一筆地測量、地積測量、確定図の作成については、調査区域面積の算定根拠となる既存資料では数量を確定できないため、概数とすることができる。</u></p> <p><u>※2) 建物図面作成については、換地業務に係る従前地調査において、建物登記等と現地を比較した結果、増改築等により、面積が確定できない等、発注時において積算で用いる既存の資料等では、数量を確定できない場合に概数とすることができる。</u></p> <p><u>5) 打合せ回数</u></p> <p><u>☆打合せ回数を明示する。</u></p> <p><u>・ 用地測量業務において、他官庁協議等が予想される場合は、これらの回数を概数とすることができる。</u></p> <p><u>その内容を十分検討の上、委託者が必要と認めた回数を計上し設計変更する。</u></p> <p><u>なお、委託者との打合せ回数、及び配置人員・時間の変更は、通常的设计変更による。</u></p> <p><u>6) その他</u></p> <p><u>・ 業務数量の概数の確定により、変更が生じる安全費・技術管理費（精度管理費、成果検定費）においても、概数の確定による設計変更を行う。</u></p> <p><u>(5) 用地調査業務</u></p> <p><u>概数の確定による調査対象物件(目的物)の変更は基本的にできないが、次の場合は概数とすることができるものとする。</u></p> <p><u>1) 補償物件調査（建物）における次に掲げる項目（調査面積及び数量）</u></p> <p><u>☆調査対象建物を公示する。</u></p> <p><u>・ 機械設備の調査・算定（建物内部）</u></p> <p><u>・ 見積徴収</u></p> <p><u>・ 生産設備の調査・算定（建物内部）</u></p> <p><u>・ 居住者等の調査</u></p> <p><u>・ 動産の調査・算定（建物内部）</u></p> <p><u>・ その他通損の補償額算定</u></p> <p><u>現地調査の内容によって、概数の確定による設計変更を行う。</u></p> <p><u>2) 補償物件調査（機械設備及び生産設備）における次に掲げる項目（調査面積及び数量）</u></p> <p><u>☆調査対象機械設備・生産設備を公示する。</u></p> <p><u>・ 見積徴収</u></p> <p><u>現地調査の内容によって、概数の確定による設計変更を行う。</u></p>	<p>設計変更の手引きで整理されているため削除</p>

# 新 旧 対 照 表

改 正 後	現 行	備 考
	3) <u>補償物件調査（立竹木等）における次に掲げる項目（調査面積及び数量）</u>	設計変更の手引きで整理されているため削除
	☆調査対象位置を公示する。	
	・立竹木の調査・算定	
	・立毛の調査	
	・墳墓の調査・算定	
	・墓地管理者の調査	
	・物件調書の作成	
	現地調査の内容によって、概数の確定による設計変更を行う。	
	4) <u>環境影響調査における次に掲げる項目（調査面積及び数量）</u>	
	☆調査対象位置を公示する。	
	・事前調査（工作物）	
	・事後調査（工作物）	
	・騒音の調査	
	・振動の調査	
	・騒音振動の同時調査	
	現地調査の内容によって、概数の確定による設計変更を行う。	
	5) <u>打合せ回数</u>	
	☆打合せ回数を明示する。	
	・用地調査業務において、他官庁協議等が予想される場合は、これらの回数を概数とすることができる。	
	その内容を十分検討の上、委託者が必要と認めた回数を計上し設計変更する。	
	なお、委託者との打合せ回数、及び配置人員・時間の変更は、通常的设计変更による。	
	6) <u>その他</u>	
	・業務数量の概数の確定により、変更が生じる材料費においても、概数の確定による設計変更を行う。	

# 新 旧 対 照 表

改 正 後	現 行	備 考
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: 100px; height: 30px; margin: 0 auto; margin-bottom: 10px;"> <hr style="width: 80%; margin: 0 auto;"/> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%; text-align: center;"> <hr style="width: 80%; margin: 0 auto;"/> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%; text-align: center;"> <hr style="width: 80%; margin: 0 auto;"/> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%; text-align: center;"> <hr style="width: 80%; margin: 0 auto;"/> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <hr style="width: 80%; margin: 0 auto;"/> <hr style="width: 80%; margin: 0 auto;"/> <hr style="width: 80%; margin: 0 auto;"/> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <hr style="width: 80%; margin: 0 auto;"/> <hr style="width: 80%; margin: 0 auto;"/> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <hr style="width: 80%; margin: 0 auto;"/> </div> </div> </div>	<p style="color: red; margin-bottom: 5px;">別添1</p> <div style="text-align: center; color: red; font-weight: bold; margin-bottom: 10px;"> <u>仮設工の設計変更について</u> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: 100px; height: 30px; margin: 0 auto; margin-bottom: 10px;"> <u>仮 設 工</u> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%; text-align: center;"> <u>①仮設そのものの「構造や仕様、施工方法」について明示する場合</u> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%; text-align: center;"> <u>②設計条件、施工条件（土質、地下水等）について明示する場合</u> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%; text-align: center;"> <u>③発注者が仮設物の構造等を設計図書に示さない場合</u> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <u>設計条件、施工条件の変更により、仮設構造、使用、施工方法を変更する場合</u> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <u>設計条件、施工条件の変更により、標準的仮設が変更となる場合</u> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <u>設計変更の対象としない</u> </div> </div> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <u>設計変更の対象とする</u> </div> </div>	<p style="color: red; font-size: small;">仮設工事設計に係る取扱いを参考とすることとしたため削除</p>
<p>3 概数等発注に関わる協議簿について I～II 【省略】</p>	<p style="color: red; font-size: small;">① 発注者は受注者の自由な裁量権を拘束する形で施工手段を指定する。この場合、設計条件、構造仕様、施工方法を明示し指定する。</p> <p style="color: red; font-size: small;">② 発注者が技術上必要性等の合理的な理由により設計条件だけを指定する。 例：地元協議に基づきう回路の幅員、舗装厚、橋梁の設計条件を指定する。 ：仮縮切の設計水位を指定する。 ：仮排水路を設ける場合、隣接地に損害を与えないよう仮排水路の断面、勾配等を指定する。</p> <p style="color: red; font-size: small;">※ 災害又は予測できない事故、事態等が生じた場合に損害の補償について協議の対象となるよう配慮しておく。</p> <p>3 概数等発注に関わる協議簿について I～II 【省略】</p>	

# 新 旧 対 照 表

改 正 後	現 行	備 考								
	<b>4 農業土木工事の概数等に関する質疑について</b>									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">質問・疑問</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">回答</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: none;"> <p><u>Q 1 概数等発注とは何か。</u></p> </td> <td style="border: none;"> <p><u>A 1 工事発注等際して、工事数量全部又は一部を概数で積算するとともに施工条件を明示し、その詳細が判明した時点で、その工事数量を確定し、必要に応じて撰家変更処理を行う方法をいう。</u>  <u>概数として扱える数量は、次のいずれかの方法により算出された工事数量となる。</u>  <u>(1) 大部分が概数によるもの</u>  <u>ア 標準断面図（定規図）において代表的な幅、長さ、面積等の数量を示し、これにより算出した工事数量</u>  <u>イ 現地の取り合いにより、委託成果品の数量に変更が予想される工事数量</u>  <u>(2) 主要部分以外が概数によるもの</u>  <u>ア 工事目的物の主要部分を積算することによって、その工事が把握できる場合における工事数量</u>  <u>イ 標準的な工法により設計計上する仮設工に係る工事数量</u></p> </td> </tr> <tr> <td style="border: none;"> <p><u>Q 2 概数による工事の発注には、どのような利点があるか。</u></p> </td> <td style="border: none;"> <p><u>A 2 事前に「変更が予想される数量」として契約しているため、現場不適合等の確認・報告、設計変更上申手続き及び請負人の承諾等といった事務手続きを行うことなく、工事監督員との数量確定協議により工事着手が可能となり、次のような利点を想定している。</u>  <u>①積算業務及び入札の効率化</u>  <u>②契約条件の明確化</u>  <u>③事前調査費用のコスト縮減</u>  <u>④工事現場の効率化</u></p> </td> </tr> <tr> <td style="border: none;"> <p><u>Q 3 現在の委託成果品は、ある程度の精度を持っている。これを概数とすることに問題はないか？</u></p> </td> <td style="border: none;"> <p><u>A 3 委託成果品の精度は「適正な予定価格算出に必要な精度」であり、より精度の高い成果品を期待するためには、より一層の調査比・時間を要するものであることから「変わり得る数量として、概数等発注を行う」ものであり問題ない。</u>  <u>委託の成果品であっても、現場条件の把握に一定の制約の中で調査した結果に基づく数量を積み重ねたものであり、現場条件に必ずしも一致しない場合があるので、数量を概数で扱うことができる。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	質問・疑問	回答	<p><u>Q 1 概数等発注とは何か。</u></p>	<p><u>A 1 工事発注等際して、工事数量全部又は一部を概数で積算するとともに施工条件を明示し、その詳細が判明した時点で、その工事数量を確定し、必要に応じて撰家変更処理を行う方法をいう。</u>  <u>概数として扱える数量は、次のいずれかの方法により算出された工事数量となる。</u>  <u>(1) 大部分が概数によるもの</u>  <u>ア 標準断面図（定規図）において代表的な幅、長さ、面積等の数量を示し、これにより算出した工事数量</u>  <u>イ 現地の取り合いにより、委託成果品の数量に変更が予想される工事数量</u>  <u>(2) 主要部分以外が概数によるもの</u>  <u>ア 工事目的物の主要部分を積算することによって、その工事が把握できる場合における工事数量</u>  <u>イ 標準的な工法により設計計上する仮設工に係る工事数量</u></p>	<p><u>Q 2 概数による工事の発注には、どのような利点があるか。</u></p>	<p><u>A 2 事前に「変更が予想される数量」として契約しているため、現場不適合等の確認・報告、設計変更上申手続き及び請負人の承諾等といった事務手続きを行うことなく、工事監督員との数量確定協議により工事着手が可能となり、次のような利点を想定している。</u>  <u>①積算業務及び入札の効率化</u>  <u>②契約条件の明確化</u>  <u>③事前調査費用のコスト縮減</u>  <u>④工事現場の効率化</u></p>	<p><u>Q 3 現在の委託成果品は、ある程度の精度を持っている。これを概数とすることに問題はないか？</u></p>	<p><u>A 3 委託成果品の精度は「適正な予定価格算出に必要な精度」であり、より精度の高い成果品を期待するためには、より一層の調査比・時間を要するものであることから「変わり得る数量として、概数等発注を行う」ものであり問題ない。</u>  <u>委託の成果品であっても、現場条件の把握に一定の制約の中で調査した結果に基づく数量を積み重ねたものであり、現場条件に必ずしも一致しない場合があるので、数量を概数で扱うことができる。</u></p>	<p>設計変更の手引きで整理されているため削除</p>
質問・疑問	回答									
<p><u>Q 1 概数等発注とは何か。</u></p>	<p><u>A 1 工事発注等際して、工事数量全部又は一部を概数で積算するとともに施工条件を明示し、その詳細が判明した時点で、その工事数量を確定し、必要に応じて撰家変更処理を行う方法をいう。</u>  <u>概数として扱える数量は、次のいずれかの方法により算出された工事数量となる。</u>  <u>(1) 大部分が概数によるもの</u>  <u>ア 標準断面図（定規図）において代表的な幅、長さ、面積等の数量を示し、これにより算出した工事数量</u>  <u>イ 現地の取り合いにより、委託成果品の数量に変更が予想される工事数量</u>  <u>(2) 主要部分以外が概数によるもの</u>  <u>ア 工事目的物の主要部分を積算することによって、その工事が把握できる場合における工事数量</u>  <u>イ 標準的な工法により設計計上する仮設工に係る工事数量</u></p>									
<p><u>Q 2 概数による工事の発注には、どのような利点があるか。</u></p>	<p><u>A 2 事前に「変更が予想される数量」として契約しているため、現場不適合等の確認・報告、設計変更上申手続き及び請負人の承諾等といった事務手続きを行うことなく、工事監督員との数量確定協議により工事着手が可能となり、次のような利点を想定している。</u>  <u>①積算業務及び入札の効率化</u>  <u>②契約条件の明確化</u>  <u>③事前調査費用のコスト縮減</u>  <u>④工事現場の効率化</u></p>									
<p><u>Q 3 現在の委託成果品は、ある程度の精度を持っている。これを概数とすることに問題はないか？</u></p>	<p><u>A 3 委託成果品の精度は「適正な予定価格算出に必要な精度」であり、より精度の高い成果品を期待するためには、より一層の調査比・時間を要するものであることから「変わり得る数量として、概数等発注を行う」ものであり問題ない。</u>  <u>委託の成果品であっても、現場条件の把握に一定の制約の中で調査した結果に基づく数量を積み重ねたものであり、現場条件に必ずしも一致しない場合があるので、数量を概数で扱うことができる。</u></p>									

# 新 旧 対 照 表

改 正 後		現 行		備 考
		質問・疑問	回答	設計変更の手引きで整理されているため削除
		Q 4 委託成果品を使用して概数等発注する場合の数量については、平均断面等を用いた概数で算出しなければならないのか？	A 4 変更が予想される委託成果品の数量は、平均断面等によらず、そのまま概数としてかまわない。	
		Q 5 設計変更図書の作成を受注者に費用を支払いして作成させるのは、委託成果品との関係で重複とならないか？	A 5 変更図書の作成費用は、より精度を高めるために必要な委託成果品の修正費用を基本としており重複とはならない。又、現地測量費用は現請負工事の現場管理費に含まれていることから計上しない。	
		Q 6 設計変更図書の作成費について、基準となる歩掛を示してほしい。	A 6 「設計変更に関わる図書等作成歩掛について（平成7年4月7日付設計第23号設計課長通知）」による。	
		Q 7 概数等発注の確定で増額となり地区予算に不足を生じた場合にはどのように処理したら良いか？	A 7 概数等発注においては、概数の確定により増額となることがあるので、概数とした内容に応じて的確な予算管理が必要となる。予想を超過する増額が発生し、地区事業費に不足を生じる場合には、契約書大29条に基づき、契約の目的物の減により処理することとなるが、これに対応できる工事工程管理が必要である。	
		Q 8 概数等発注の確定による設計変更金額の増減の範囲はどの程度まで許されるか？ また、業者の指名ランクが変わっても差し支えないか？	A 8 基本的には不確定部分の確定に伴う費用であり限度はない。しかし、契約の内容を大幅に変更することを無条件に認めるのではなく、「概数とするのは工事費・工期などに著しい影響を与えない範囲とすること。 また、概数の確定による設計変更は現契約内容とまさに分離施工困難であり、指名ランクが変わってもやむを得ない。	
		Q 9 概数等発注を前提として、委託業務内容の一部を簡素化しても良いか？ また、委託歩掛を改定するか（取付道路が数か所ある場合でも、標準箇所のみ設計とする等）	A 9 委託歩掛は概数等発注以外も含めて業務の内容に対応して作成しているものであり、改訂する予定はない。 また、委託業務を委託業務内容に応じて簡素化することは差し支えないが、委託業務の発注に際してはその仕様書などに業務内容を正確に工事する必要はある。	
		Q10 概数とした数字の算出根拠等は必要か？	A10 設計の根拠となる図面・数量計算・設計書は整合していることは当然であり、算出根拠は必要である。	

# 新 旧 対 照 表

改 正 後		現 行		備考
		質問・疑問	回答	設計変更の手引きで整理されているため削除
		Q11 概数確定による施工機械規格や市場単価の施工規模の変更による単価の変更は、概数の範疇で扱うことに問題はないか？	A11 発注者と受注者の協議による概数の確定に基づくものであり、問題はない。	
		Q12 施工条件を明示する場合は、工事的目的物及び仮設物を「ゼロ計上」してもよいか？	A12 施工条件の変更により設計変更する場合は、概数確定ではなく通常の設計変更として扱うものとする。	
		Q13 概数等発注の確定により工事量（契約の目的物）の変更は可能か？	A13 概数等発注は契約の目的物の変更を意図しているものではなく基本的にはできない。 しかし、線工事において簡易な方法で延長を決定し発注する場合で公示した起終点の変更がない場合は、概数確定により工事量（契約の目的物）を設計変更することは差し支えない。同様に面工事においても公示した当初施工予定区域内の耕地面積及び耕地面積を使用し求める数量については、概数確定により工事量（契約の目的物）を設計変更することは差し支えない。	
		Q14 概数とした設計内容は必ず、全て設計変更が伴うのか？	A14 想定した数量に変更がなければ、設計変更を行う必要はない。ただし、数量に変更がない場合についても「工事施工協議簿」を作成し、相互に書面で確認することは必要である。	
		Q15 設計変更は工事の不確定部分の一部又は全部が解消した時点で変更することとするが、概数以外の部分の設計変更を行う必要が生じたときは、これに付帯して概数の全部又は一部を同時に設計変更することもできるとなっているが、この場合の設計変更上申書の理由欄はどのように記載するのか？	A15 具体的な記載例としては、 イ 契約書第 17 条第 1 項第 1 号による「設計図書と工事現場との不一致」を発見したため。不一致の詳細は以下（又は別紙）のとおり。 ロ 概数の確定により変更する。 なお、工事内容の拡大設計変更も併せて行う場合には、 ハ 事業量の増となった内容を記す。 工事内容の拡大設計変更もあわせて行える範囲は「工事内容の拡大設計変更について（平成 8 年 8 月 28 日付け事調第 915 号）」を参照のこと。	
		Q16 設計変更の図面の表示の方法は？	A16 概数の確定による設計変更も「設計変更」であり、「変更設計書の作成要領」による。	
		Q17 変更設計書の作成はどのようにするのか？	A17 変更前と変更後の対比が可能となるように 2 段が気を基本とする。	

# 新 旧 対 照 表

改 正 後		現 行		備 考
		質問・疑問	回答	設計変更の手引きで整理されているため削除
		<p><b>Q18</b> 当初概数表示した工種の中で、概数の確定に伴い新たに必要となる項目については概数確定の対象とできるか？</p>	<p><b>A18</b> 概数確定に伴い新たに必要となる項目については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p><u>例1 「道路、水路の付帯工で施工位置について監督員と協議して決定する」とした工種」のうち、その位置の変更等に伴い新たに必要となる項目は概数確定の対象とすることができる。</u></p> <p><u>ただし、構造・規模・工法の変更は概数確定の対象とできない。なお、特記仕様書に「付帯工の位置の変更により新たに必要となる項目については概数確定の対象とする」を付記する。</u></p> <p><u>例2 土工量の概数確定に伴い新たに必要となる項目（流用土）は概数確定の対象とすることができる。なお、特記仕様書に「土工量の概数確定に伴い新たに必要となる項目については概数確定の対象とする」と付記する。ただし、土工量の概数確定に伴い新たな土捨場・土取場が必要となった場合は、「新工種」として扱うこととし、概数確定の対象とすることはできない。この場合は、特記事項の追記を含め通常的设计変更とする。</u></p>	
		<p><b>Q19</b> 伐開・抜根面積及びコンクリートやアスファルトの取り壊し数量は、概数としてよいか？また、廃棄物処理数量は概数としマニフェストにより精算してよいか？</p>	<p><b>A19</b> 面積、取り壊し数量については、概数とすることは可能であり、工事着手前に概数の確定を行うことを原則とする。また、処理数量についても概数とすることは可能であるが、概数の確定は、処理着手前に行うことを原則とする。</p> <p><u>ただし、施工後でなければ数量の確定ができない産業廃棄物数量（一般廃棄物は除く）により確定するが、現地において処理の対象となる産業廃棄物の有無を確認する必要がある。</u></p> <p><u>なお、産業廃棄物数量には、処理数量のほか撤去数量や取り壊し数量、運搬数量も含まれるものとする。</u></p>	
		<p><b>Q20</b> 水替えポンプの口径・台数及び水替日数は、不確定要素が多く、迅速な対応が必要な場合が多いので、概数扱いとできるか。 また、ゼロ計上は可能か。</p>	<p><b>A20</b> 水替えポンプについては、排水量を施工条件として明示するものとし、施工条件の変更がある場合は、通常的设计変更とする。また、水替日数は、標準的な作業日数などを設計根拠としているので、概数とすることはできず、受注者の責めによる日数増の設計変更もできない。</p> <p><u>また、水替えについても“A12”同様、ゼロ計上は概数扱いとせず、通常的设计変更によるものとする。</u></p>	



# 新 旧 対 照 表

改 正 後		現 行		備 考
		質問・疑問	回答	設計変更の手引きで整理されているため削除
		Q21 仮設工法の変更は、概数扱いとしてよいか？	A21 不確定な数量を概数とすることが原則であり、工法は概数扱いとはできない。また、構造を指定する必要のない仮設についても施工条件の明示に努め、施工条件の変更が生じる場合には通常の設計変更を行うものとする。	
		Q22 客土の運搬土の単位体積重量、変化率は概数とできるか？	A22 工事着手前の調査により確定できる場合は、概数とすることができる。 なお、特記仕様書に単位体積重量、変化率を概数として表示する。	
		Q23 概数等発注の最終の精算設計変更は目的物が完成した時点でなければならない場合が多いと思われるが（出来高変更）、工事完了後に契約を変更することに問題ないか？	A23 概数等発注とは「概数」表示した内容については、発注者・受注者の相互において変わり得る数量であると認識しお互いに「工事施工協議簿」により確認後施工するものであり、出来高に対して精算設計変更するものではない。 「工事施工協議簿」により相互確認し、設計変更することとしたものについては変更する責務があり、設計変更が終了して工事が竣工となる。 後期末に概数確定による数量変更が予想される工事については、設計変更に要する予算措置とともに概数の確定を早急に行う必要がある。	
		Q24 建築工事に係る概数等の取扱いについては、如何に行うのか？	A24 建築工事に係る概数の取扱いは、建設部制定「営繕工事の概数等発注事務取扱要領」に準じるものとする。	
		Q25 暗渠排水の概数において排水組織の基本構成に変更がない場合とあるがその具体例について示されたい。	A25 暗渠排水における排水組織は、吸水渠、集水渠、水閘（水田・汎用田）、排水口などが基本構成となっており、その基本構成に変更がない場合とは、ほ場の施工面積、配線間隔、管種（水閘、排水口含む）に変更がない場合をいう。	

# 新 旧 対 照 表

改 正 後		現 行		備 考
		<b>5 委託業務の概数等に関する質疑について</b>		
		<u>質問・疑問</u>	<u>回答</u>	設計変更の手引きで整理されているため削除
		<u>Q 1 概数等発注の確定による撰家変更額の増減の範囲は、どの程度まで許されるか。</u>	<u>A 1 不確定部分の確定に伴う金額の増減であり、限度はない。しかし、契約の内容を大幅に変更することを無条件に認めるのではなく、委託費、期間などに著しく影響を与えない範囲で、変更契約の金額が当初契約の1/3程度を基本とする。ただし、ボーリング調査等では、当初設計延長の算出根拠である資料が妥当なものであれば、現場条件等により結果として、これを超えることがあってもやむを得ないものとする。</u>	
		<u>Q 2 概数等発注の確定で増額となり地区予算に不足を生じた場合には、どのように処理すればよいのか。</u>	<u>A 2 概数とした内容に応じて、的確な予算管理が必要となる。予想を超過する増額が発生し、地区事業費に不足を生じることとなった場合は、契約書第 29 条（業務委託料の変更に代える設計図書の変更）に基づき処理することとなるが、これに対応できる業務工程管理が必要である。</u>	
		<u>Q 3 概数とした設計内容は必ず全て設計変更が伴うのか。</u>	<u>A 3 想定した数量に変更がなければ、設計変更を行う必要はない。ただし、協議簿で変更がなかった旨を確認する必要がある。</u>	
		<u>Q 4 変更設計書の作成は、どのように行うのか。</u>	<u>A 4 変更前と変更後の対比が可能となるよう、2段書きを基本とする。</u>	
		<u>Q 5 概数とした数量等の算出根拠は必要か。 また、算出根拠については、どの程度の資料が必要か。</u>	<u>A 5 設計の根拠となる数量計算書、資料、図面等は整合してなければならぬため算出根拠は必要である。 また、算出根拠の資料については、計画資料、図面類、近傍類似資料、受益者聞き取り資料等の既存の資料とする。</u>	
		<u>Q 6 概数等発注の見積参考資料は、金抜き設計書でよいのか。</u>	<u>A 6 別に定める「農業土木工事等における設計書作成要領（平成 20 年 11 月 19 日付け事調第 854 号農政部長通知）」により、全ての委託業務に係る見積参考資料は、金抜き設計書でよいものとする。</u>	
		<u>Q 7 概数等発注の最終の設計変更を業務完了後に行えるか。</u>	<u>A 7 業務完了後には行えない。 概数発注とは「概数」と表示した内容について、委託者、受託者の相互で変わり得る数量等であると認識し、「委託業務協議簿」により確認後実施するもので、出来高に対して設計変更するものではない。 「委託業務協議簿」により相互に確認し、設計変更することとしたものについては変更する責務があり、設計変更が終了して業務が完了となる。 数量の確定後、設計変更図書作成及び設計変更契約事務の期間も考慮の上、すみやかに設計変更を行う必要がある。</u>	

# 新 旧 対 照 表

改 正 後		現 行		備 考
質 問 ・ 疑 問	回 答	質 問 ・ 疑 問	回 答	
		<p><u>Q 8 業務機関を概数として扱えるのか。</u></p>	<p><u>A 8 概数扱いはできない。</u>  <u>この場合は、通常的设计変更として処理することができる。</u>  <u>ただし、他官庁協議の結果、概数部分に増加が生じた場合は、A 7 に準じて処理する。</u></p>	設計変更の手引きで整理されているため削除
		<p><u>Q 9 打合せ回数や他官庁協議の回数は、概数として扱えるのか。</u></p>	<p><u>A 9 概数扱いはできる。ただし、その内容を十分検討し、委託者が必要と認めた回数を設計変更の対象とする。</u></p>	
		<p><u>Q 10 起終点や位置が、当初と変更がなく地元協議等でルートなどの変更が予想される場合の延長、面積等は、概数扱いはできるのか。</u></p>	<p><u>A 10 基準点測量、応用測量、地質調査などの数量で、平面図若しくは標準断面図（定規図）により代表的な数値（幅、長さ、深度、調査頻度等）で算出した業務数量の場合については概数扱いはできる。</u></p>	
		<p><u>Q 11 当初発注時の起終点や位置などは、どのように表示するのか。</u>  <u>また、起終点や範囲等が当初と異なった場合も概数として扱えるのか。</u></p>	<p><u>A 11 ○号○線や地番で表示することを原則とする。</u>  <u>起終点や範囲等の変更は、概数扱いはできない。</u>  <u>ただし、現地の取り合い等による軽微なすり付けや位置の変更、一面工程における同一地番内での面積等の変更は概数扱いとする。</u></p>	
		<p><u>Q 12 橋梁工等の設計で、他官庁協議等によって、当初と規格・構造等（上・下部工形式やスパン等）が変更となった場合は、通常的设计変更によらなければならないのか。</u>  <u>また、概数変更が可能な場合は、変更概要は、どのように記載するのか。</u></p>	<p><u>A 12 概数変更できる。</u>  <u>ただし、著しく委託費・期間に影響を与える場合（A 1 を参考）は、速やかに通常的设计編国を行う。</u>  <u>また、変更概要は、規格・構造等が当初と変更後で異なることを記載する。</u>  <u>（例：単純H形橋一単純箱桁橋）</u></p>	

# 新 旧 対 照 表

改 正 後		現 行		備 考
質 問 ・ 疑 問	回 答	質 問 ・ 疑 問	回 答	
_____	_____	<u>Q13 農道調査設計において、道路側溝から排水路の設計に変更が予想される場合は概数扱いできるのか。</u>	<u>A13 概数扱いできる。 ただし、運用に当たってはA12と同様とする。</u>	設計変更の手引きで整理されているため削除
_____	_____	<u>Q14 土質・地質調査のボーリング1孔毎の深度や土質、原位置試験等の種類や回数等は概数扱いできるのか。 また、孔数についてはどうか。</u>	<u>A14 概数扱いできる。 ただし、孔数は概数扱いできない。 他官庁協議時に指示された場合の孔数の増減は、概数扱いできる。</u>	
_____	_____	<u>Q15 出来形精算になる可能性もあるが、その点はどう考えればよいのか。 (概数部分の確認は書類上どのように行うべきか)</u>	<u>A15 概数部分は、事前に委託業務協議簿・資料等で受託者と協議し、それ以外は概数確定しない。 概数部分の確認は、委託業務協議簿で確認する。</u>	
_____	_____	<u>Q16 ボーリング調査の場合は特に、出来高精算になる可能性が高いと思われるが、どう考えればよいのか。</u>	<u>A16 ボーリング調査の場合、必要支持力等を事前に委託業務協議簿で相互に確認し、現地でも確認、指示を行い、それ以外は概数確定しない。</u>	
_____	_____	<u>Q17 歩掛の細部まで概数として扱うのか。 (例：農道設計の中の付帯構造物設計図作成の箇所数等)</u>	<u>A17 歩掛の細部（特記事項及び補正）までは、概数として扱わない。仕様書に事業量、条件等を記載し、その公示内容に対して変更を行う。 よって、例のような農道設計の中の付帯構造物設計図作成の箇所数については概数確定は行わない。</u>	
_____	_____	<u>Q18 延長や面積等の端数は、どのように考えるのか。</u>	<u>A18 当初、設計時点の端数整理と同様に行う。</u>	
_____	_____			
_____	_____			

# 新 旧 対 照 表

改 正 後		現 行		備 考
質 問 ・ 疑 問	回 答	質 問 ・ 疑 問	回 答	
_____	_____	<u>Q19 概数発注の具体的な運用例を示されたい。</u>	<u>A19</u> ①現地細部調査や他官庁協議の結果により、業務項目（橋梁工、落差工など付帯工設計等）及び付帯構造物形式等の変更を行う場合。 ②農道調査設計等において、現地調査の結果、法面調査やその工法の検討が必要となる場合。 ③他官庁協議により、異なる工法や調査、ルートを検討を指示された場合。 （例：河川・道々等の横断測量等、ボーリング調査等の箇所数（ただし、当初契約にその業務が含まれている場合に限る。））	設計変更の手引きで整理されているため削除
_____	_____	<u>Q20 基準点測量における新点数は概数扱いてできるのか。</u>	<u>A20 基準点測量における新点の設置は、北海道公共測量作業規定に基づき、現地の視通等を勘案し配点計画を立てることになっている。</u> 積算時点で、これらの把握が困難な場合は、標準的な数量を計上し、概数扱いてできるものとする。	
_____	_____	<u>Q21 概数確定による市場単価の規格区分（補正区分）の変更による単価の変更は、概数の範疇で扱うことに問題はないか。</u>	<u>A21 委託者と受託者の協議による概数の確定に基づくものであり、問題はない。</u>	